

子どもの主体性を育てる福祉教育

— 地域の連携のあり方 —

後山 恵理子

1. はじめに

近年、社会福祉の方向は地域福祉を中心に展開している。社会福祉が目指す1つは、地域の特性を活かしつつ地域住民の主体的参加によるノーマライゼーションの理念を地域で具現化すること、定着させることである。それには地域住民の相互関係を強め、助け合う心（福祉的な心）や主体的に活動する意識を育成する必要がある。とくに子どもの自発性・主体性を地域で育成する福祉教育は重要な課題である。その福祉教育を進めていく上で、地域との連携は重要であり、共に考え行動できる関係づくりが必要とされる。そこで、子どもの主体性を育てる福祉教育における地域の連携のあり方について資料等を通じて考察を試みる。

2. 福祉教育の定義

福祉教育とは、「住民が憲法第13条（幸福追求権）、憲法第25条（生存権）の理念を正しく認識し、社会福祉制度への理解を深め、社会福祉行政の参加や地域貢献やボランティア活動への主体的参加を促進する活動」（現代社会福祉辞典）である。また、「国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育である。近年において家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の割合は大きくなりつつある。近年、学校においても、児童・生徒に対しても福祉教育が促進されている」。その住民参加とは、「地域社会の住民の積極的な参加・協力により社会福祉活動を推進することをいう。地域援助活動の場合、地域の住民が、地域の福祉問題を自らの手で解決しようとする性格のため、住民の積極的な参加・協力は不可欠なものであり、その開発も重要である」（社会福祉用語辞典）と示されている。

野上文夫は、今日的な言葉に置き換えて、福祉教育について「ノーマライゼーションの実現を地域で実現するため、すべての人々が住みなれた地域において、それぞれが自己の生活の質を追求しながら、安心して生活できる福祉コミュニティを形成すること、福祉

教育はそれを総合的に促進・展開する活動といえる」、さらに「その活動の主な点は、福祉問題を学習すること、福祉サービスを利用している人々を地域で疎外することなく共にいきること、実践活動を通じて、人権感覚を体得し、実践的福祉力を身につけること、などに要約される」¹と述べている。

大橋謙作によれば、「歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、社会福祉活動への関心や理解をすすめる、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身に付けることを目的に行われる意図的な活動である」と定義している。

久保圭子は、「①憲法で規定された基本的人権を現実のものとするための人権感覚および福祉意識を開発すること、②社会福祉問題の学習を通じてそれらを自らの、また、住民共通の課題として認識すること、③現行の社会福祉制度や活動に関心と理解を高め、福祉問題を通じて自らの人間形成と、共に生きる力を養うことである」²と定義している。浦添市福祉教育研究協議会の答申では、福祉教育を「人間としてのよりよい在り方を追求するための活動」であり、それはすなわち、「自分だけでなく、他と共に、よりよく生きること」の「実現をめざす活動である」と定義している³。

阪野貢は、「福祉教育は、人権思想を基盤に、福祉社会や福祉のまちづくりをめざして日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成をはかるための教育活動である」と指摘し、「①福祉的な心情や態度を培う、②社会福祉について知的理解、関心を深める、③社会福祉への「市民」的参加を促す、つまり、「市民的教養」としての福祉に関する知識・理解と態度・能力を修得・育成するための教育活動である」⁴と述べている。

学習指導要綱の基本方針は、福祉に関わる学習や体験活動を通じて「心や豊かな人間の育成」をねらいとして、①福祉の心、②思いやりの心、③高齢者や障がい者等を直接的に理解し実践的態度を培う、④共に生

きる心を育てる、⑤連帯する実践力を体得、を掲げている。久保もまた「共に生きる福祉社会の創造」「その学習と実践を通じての人間教育」⁵を挙げている。

以上のことから、福祉教育の目指すものは、概ね、憲法第13条（幸福追求権）、憲法第25条（生存権）等に規定された基本的人権を認識し様々な社会福祉問題に目を向けさせ、そこから産出する福祉的な心情や態度・実践力を培い、市民としての人格形成をはかりつつ共生への意識を育てることであろう。それは地域住民個々人の生活の質を向上させ安心して生活できる福祉コミュニティの形成へとつながる。従来の福祉観は貧困や高齢者、障がい者、孤児等のマイノリティーに向けられていた選別的・受動的福祉であったが、現在はすべての人が対象であり、福祉意識の形成をはかりつつ誰もが安心して幸せに暮らすことができる安全・安心なまちづくり、人間的なまちづくりが推進されている。

3. 連携とは

「連携」という用語は、「cooperation、league、tie-up、concert、team-work」（新和英大辞典）などと捉えられている。「cooperation」とは、「working together with ~ else to achieve …。（～目的やその他に向けて成し遂げるために～と一緒に働くこと。貴方がして欲しいという要望に進んで役立てる。その内容はお互いに頼み合ったり、相談したりすること）」（oxford wordpower dictionary）と書かれている。「cooperation」（新英和大辞典）とは、「協力、協同、協働」と定義づけられている。しかし、協同（cooperation；Kooperation）は、新社会学辞典によると「結合の一様態で、複数の行為主体がそれぞれ自己の欲求を満たし目的を達成するために他者と結びつき力を合わせ、またそれを通じて他者の欲求や目的を満たすように各自の行動を調整しつつ行う相互扶助的な相互作用および関係をいう。協働→協同」と書かれている。社会福祉小辞典によれば、「複数の個人や集団が、行為を調整しあって共通目標を達成する相互行為の過程や関係。ふつうは意識的な直接の相互行為をさし、これには相互補完的な行為からなる協力、共同の行為によって各人の負担を軽減する合力、単独では不可能な行為を多数で行う助力などがあるが、広義には、たとえば、複雑な分業体制のなかで各人が自己利益のために行動しながら、客観的には共通な効果をもたらしている無意識的な間接的關係を含む。（バーナードが公式組織のために提起した概

念）⁶」と書かれている。この2つの意味合いからすると、「cooperation」は協同・協働という定義として考えられているようである。

また広辞苑によると「連携」とは、「同じ目的を持つ者が互いに連絡をとり、協力し合って物事を行うこと。（両者～して推進する）」と書かれている。「協働」とは、「協力して働くこと」すなわち「cooperation = collaboration」と語意されている。コリンズ類語辞典でも「cooperation = teamwork、collaboration」と書かれており、2つに共通する用語は「collaboration」であった。

「collaboration・collaborate」とは、「to work together、especially to create or produces ~（協力・共同して働く、特に～創造・考案したり、生産・制作したりすること、一緒に作業すること、国の支配権を握る敵の効力に影響を与え援助すること）」（Wordpower Dictionary）、また「2人以上の人が共同して働く、協力する、合作する、共同研究する、共同製作する」（英和辞典）と語意されている。類語としては「collaborate = work together」と書かれている。

このようなことから考えていくと、「連携」という定義は、「collaboration」がもっとも適した意味合いのように考えられる。

秋山智久は、「連携」を、「collaboration」と「coordination」の2つの種類に分類している。「collaboration」は、ラテン語の語源で「共に働く」という意味をもち、組織内の2者以上の専門職者が比較的独立して働きながら協力する、個別の援助チームの一員として協調するという意味合いが強いとしている。「coordination」は、連絡調整であるが、異なった組織・分野・業種間の連絡調整の協力システムを作り上げていく活動という意味合いにとり、「collaboration」と「coordination」の2つを「連携」⁷としている。

一方、池田寛は『教育コミュニティ・ハンドブックー地域と学校の「つながり」と「協働」を求めてー』において連携モデルと協働モデルを表1のように示している。

池田は、「連携と協働」の基本的相違点を、「連携では個々の組織や集団内部の仕事や活動に重点がおかれ、ほかの組織や集団との関係が一時的で周辺的なものと見なされるのに対し、協働では、ほかの組織や集団との交流や協働に重点がおかれ、そこから個々の組織や集団にとって意味のある重要な成果や結果が

連携モデルと協働モデル（表1）

	連携モデル	協働モデル
1. 課題の共有	・浅いレベルでの共有	・深いレベルでの共有
2. 情報の流れ	・一方から他方への発信 ・必要に応じた情報公開	・相互の情報発信 ・最大限の情報公開
3. 価値ある情報	・それぞれの側の内部に重要な情報が内臓されている	・交流によって意味ある情報が生み出される
4. 関係の形態	・いずれかの側が主導権を握る	・対等な立場での関係づくり
5. 役割の認識	・それぞれ独自の役割を担う ・“こちら”と“あちら”の意識が維持される	・役割は場合に応じて相互交換され共有の役割が生み出される ・“われわれ”意識が生まれる
6. 参加の形態とその結果	・部分的 ・連携による組織自体の構造の変化はない	・全体的 ・協働にともなう組織自体の変化
7. 成果	・追加（付随）的	・革新的 ・協働がなければ生まれない成果

出典：池田寛(2001)『教育コミュニティ・ハンドブッカー地域と学校の「つながり」と「協働」を求めて』

生み出される」と述べている⁸。さらに、「連携と協働」に関して、「連携をしてそれぞれの場での問題解決や改善の努力は必要であるが、協働をしてお互いの関係を変えていく」ことが重要であると述べている⁹。すなわち、「連携の関係」から一步進んだ「協働の関係」への移行、および「点の活動」から、全体に広がる「面のつながり」への必要性を指摘している。

前田信雄は、「連携」を「異なる分野が1つの目的に向かって一緒に仕事をすることである。別々の組織に属しながら、違った職種の間でとる定期的な協力関係である」、「その時々いくつかの組織間の連絡というよりは、業務の上での確立された協力関係と言える」と述べている。また、このように連携が強化され発展していくと業務の一本化に加えて異なる組織や分野が一本化されるとしている。

〔連絡〕別個の組織・随時の情報交換・「点」へのサービス（コミュニケーション）→

〔連携〕異なる組織・定期的な業務提携・「線」で結ばれる（コーディネーション）→

〔統合〕1つの組織・恒常的なつながり・「面」としてシステム化（インテグレーション）

の3つ分けて、「連携」が連絡から統合への橋渡しをする1つの移行と段階であると規定している¹⁰。

また、巡静一は、連携について、「各持ち味、行動原理が異なる働きにそれぞれの意義があり、その働きを混同してしまうところに問題がある」として、役割分担のあり方、かかわりのとらえ方、パートナーシップのあり方などを明確にすることを掲げている。また

特に、両者を対等につなぎ、その活動が効果的に展開・支援していく上で、コーディネーション機能の必要性を論じ、コーディネーションのすすめ方、あり方の体系化に努めるよう示唆している¹¹。

4. 子どもを中心とした体験学習と地域の連携

子どもを中心とした福祉教育は、一つには体験学習を重視する教育活動であるといえる。学校教育の体験学習には、福祉施設の訪問や、交流活動、清掃、募金活動等がある。子どもの通う学校は地域の中にあり、地域の人々のふれあいやつながりのもとに成り立っている。言わば地域との連携の中で育成される。

地域との連携で子どもの主体性を育成するための学校教育の展開は、①教育目標への位置づけを福祉教育の視点で見直し、よりよい地域社会づくりの中で児童・生徒を育てていくこと、子どもの発達段階に応じて継続的に計画的に地域で実践・体験させていくことである。現在の学校教育は、昔の学校内で完結する傾向から地域の施設、機関・団体、社会福祉協議会や人々との連携・協働のなかで育成していくことが求められている。

子どもを主体とする福祉教育の連携については、二つに大別される。一つには学校とボランティア活動、家庭と民生委員児童委員活動、学校と福祉施設、老人クラブと学校、自治会と家庭、家庭と学校、などの学校、家庭、地域との連携である。地域に散在する社会資源は教育活動の場であり今後さらに拡大が必要である。また、その連携の目的はノーマライゼーショ

ンの理念の定着や共生への導入、及び人間教育が柱となる。二つには、前者の連携の前に学校や施設、機関・団体内の個々の教員間やスタッフ等の連携を図っておく必要がある。情報や活動内容の提供等の共通理解、及び事前や事後の行動なども相互に認識して学校内、あるいは施設内のスタッフ、利用者同士等で連携を強化しておく必要がある。

またそれと併せて、福祉行政や社会福祉協議会側から福祉教育の取り組みに働きかけることももちろんのことである¹²が、特に重要なのは地域との連携を総括するコーディネーターの役割である。概ね、社会福祉協議会が中心¹³となるが、社会福祉協議会の日ごろ連携活動が地域の連携を強化するか否かの重要な要ともなる。

さらに、学校と地域との連携に関するパイプ役である学校の教頭の役割は重要である。日ごろから地域の関係機関や団体の人々との情報交換や交流を深め、地域と連携した教育活動ができるようにしておく必要がある。学校の活動内容等についての情報の提供・開示、理解を得ておくことも大切である¹⁴。

このように連携を図る上でのコーディネーターは重要なキーパーソンとなる。

5. おわりに

以上のことから、子どもの主体性を育成する福祉教育とは、「連携から協働の関係」への移行、「点の活動」から、全体に広がる「面のつながり」、最終的には福祉コミュニティの形成へと展開していくことが求められる。疾病、障害、予期せぬ事故、リストラなど多くの困難は平常に起こりえる福祉課題である。地域が一体となって、共に自然に助け合う、あるいは自発的に助け合う心が育っていけば、その地域は人間愛に満ちた豊かな町となっていく。このようなコミュニティを形成するにはすべての人々の協力、連携・協働なしではありえない。人々が自主的・積極的に子どもの福祉教育に参加して福祉的な町づくりを展開していく。福祉教育は、子どもの自発性の育成を通じて連携する側もされる側も福祉を理解して自主性・自発性が育っていく。そして人々の相互の連絡（点）が、地域との連携（線）になり、一体化して面（統合）になっていく、それが共生の意義やノーマライゼーションの理念を伝え、人間的で豊かな愛情に満ちあふれる福祉コミュニティの形成につながっていくものと考えられる。

【引用・参考文献】

1. 野上文夫（1993）「福祉教育推進における社会福祉協議会の役割と課題－学校教育における福祉教育を中心に－」『ソーシャルワーク研究』NO.19, 社会福祉実践の総合研究誌, p.43.
2. 全国ボランティア活動振興センター編（1996）「学校における福祉教育ハンドブック」全国社会福祉協議会, p.3.
3. 沖縄県浦添市社会福祉協議会（1999）「教育行政との連携による総合的な福祉教育の展開」『月刊福祉』NO.82, 全国社会福祉協議会, p.100.
4. 阪野貢（2002）「福祉教育における高齢者施設と学校の連携－そのありかたを問う－」『総合ケア』NO.12, 医歯薬出版p.19－20.
5. 久保圭子（2000）「コメディカル養成教育における福祉教育の位置付け」『医学教育』NO.31, 日本医学教育学会, p.256.
6. 弘文堂（1998）『社会学文献辞典』p.476.
「バーナードの協働の概念とは、2人以上の人々の意識的に調整された諸活動のシステムとしての公式組織ことを指し、それは目的、貢献意欲、コミュニケーションの3要素の形成されている。また協働と個人の同時発展においては、適切な共通目的(有効性)と貢献意欲の継続に足る満足の分配（能率）が実現されねばならず、究極的には個人準則と組織準則と一致しているという確信を与え協働への活動を供給させる組織道徳、すなわち組織の意味の創造こそが最高の管理責任である。」
7. 秋山智久（1999）「社会福祉における「連携」の内容と指標」『月刊福祉』6月, 全国社会福祉協議会, p.114.
8. 池田寛（2001）『教育コミュニティ・ハンドブック－地域と学校の「つながり」と「協働」を求めて』解放出版, p.15.
9. 前掲書8, p.61.
10. 前田信雄（1990）『保健医療福祉の統合』劉草書房, p.13－14.
11. 巡静一（1999）「これからのボランティア－行政との新たな連携－」『ボランティア・テキストシリーズ⑥』大坂ボランティア協会, p.29－34.
12. 荒井宏（1985）「学社連携によってすすめる「福祉教育」」『社会教育』NO.40, p.34.
13. 滝口真（2006）「社会福祉と教育に関する一考察－障がい理解と福祉教育実践の視点から－」『日本福祉図書館学会第5巻』p.109－110.
14. 大田加代子（1997）『実践事例 学校・家庭・地域の連携をめざした福祉教育』『学校運営』NO.39, 運営出版, p.23.